

あさぎり町ヘルシーランド指定管理者募集要項

あさぎり町ヘルシーランド（以下「ヘルシーランド」という。）の設置趣旨に沿った管理運営を効率的・効果的かつ安定的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項及びあさぎり町ヘルシーランド条例（平成15年あさぎり町条例第93号）（以下「条例」という。）第11条及びあさぎり町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例（平成17年あさぎり町条例第23号）第3条の規定に基づき、ヘルシーランドの指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1. 施設の概要

(1) 施設の名称 あさぎり町ヘルシーランド

(2) 所在地 熊本県球磨郡あさぎり町上北1874番地

(3) 施設の目的

町民の健康社会福祉の増進及び生活と文化の向上を図ることを目的とします。

(4) 開設時期 平成6年5月31日（平成30年改修）

(5) 敷地面積 11,459㎡

(6) 建物の構造 平屋建鉄筋コンクリート造（地下設備室含む）

建築面積 2,404.41㎡（内、指定管理面積：温泉センター 1,547.64㎡）

(7) 施設の内容

事務所	受付及び物販フロアー
トイレ（男女・多目的）	休憩室
休憩室兼食事スペース	大広間
厨房	温泉脱衣所・浴室（男女）
駐車場	その他外構

(8) 施設の利用実績（過去3年間）

	R5	R6	R7
施設利用人数（人）	101,671	108,219	122,453
利用料金収入（円）	24,599,440	26,305,810	30,133,920

2. 施設の管理運営及び指定管理者募集に当たっての基本的な考え方

(1) 管理運営の基本的方針

町民の健康と地域のニーズに対応した、憩いの場として、入浴、休養等総合的な利用や、住民の交流や健康づくり、その他文化的な利用を行うための管理・運営を行うこととします。

また、本施設は災害・緊急時における防災拠点活動業務を行うこととします。

(2) 指定期間内の目標

- ① 利用者サービスの質が向上するよう努めること。
- ② 施設が最大限有効活用されるよう利用促進に努めること。

- ③ 効率的な運営に努めること。
- ④ 地域の類似施設と差別化を図ること。
- ⑤ 地域と連携し、町の賑わい推進を図ること。
- ⑥ 駐車場を初めとした施設内の事故防止に努めること。

3. 指定管理者が行う管理の基準

(1) 休館日 条例第6条の規定により、毎月第2・第4水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日である場合は、その翌日）及び12月31日から翌年1月1日までとします。

(2) 開館時間 条例第8条の規定により、次のとおりとします。

温泉センター入浴施設 午前10時から午後10時まで※

温泉センター大広間 午前10時から午後9時まで※

ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめあさぎり町長（以下「町長」という。）の承認を得て、開館時間・休館日を変更することができます。応募者の柔軟な発想により、新たな視点から検討を行い、これを変更する場合は、事業計画書（別紙様式1）に記載して提案してください。

※今後条例の改定により、開館時間の変更を行う場合があります。

(3) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。

- 1) あさぎり町ヘルシーランド条例、同施行規則
- 2) 地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令
- 3) 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
- 4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同施行規則、水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同施行規則、電気事業法その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- 5) その他

- ・ 指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じなければなりません。
- ・ 指定管理者は、施設の使用許可承認等行政処分に相当する権限を行使するときは、あさぎり町行政手続条例第2章の規定を遵守すること。
- ・ 指定管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書等は、適正に管理し、5年間保存すること。指定管理期間を過ぎた後も同様とします。
- ・ 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めること。

(4) 施設の設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

また、指定管理者は、条例及び関係法令の定めに従うほか、本協定、年度協定、仕様書、事業計画書及び年度事業計画書並びに町が必要に応じて指示する事項を遵守してください。

※管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

4. 指定管理者の業務等

条例第12条の規定に基づき、指定管理者が行う業務は次のとおりとします。

- (1) 温泉センターに関する業務
- (2) 駐車場を含む敷地の管理に関する業務
- (3) 温泉センターの促進に関する業務
- (4) 町の賑わい創出に関する業務
- (5) その他温泉センター運営に必要な業務

なお、具体的な業務内容、その範囲及び履行方法については、別添の「あさぎり町ヘルシーランド指定管理者仕様書」のとおりとします。

5. 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。ただし、業務を継続することができないと認められるときは、指定を取り消す場合があります。

6. 管理に要する経費（指定管理者の事業収支）に関する事項

管理・運営に要する費用の考え方は次のとおりです。なお、支出が収入を上回った場合においても、町は一切の経費の負担をしません。

(1) 収入

指定管理者の管理・運営業務に要する費用（人件費、管理費、事務費等）は、次の収入をもって充てるものとします。

① 利用料金

法第244条の2の規定に基づく利用料金制度を採用します。利用料金の額は、あさぎり町ヘルシーランド条例第13条第2項の規定に基づき、あらかじめ町長の承認を得て指定管理者が定めることとします。

※今後入浴料の改定により、收受する使用料金が増加した場合、指定管理料の変更を行う場合があります。

② 販売収入

飲食施設での販売収入、自動販売機手数料等は、指定管理者の収入となります。

③ 指定管理者自らが企画・実施する各種事業の収入

④ その他の収入

⑤ 委託料

ヘルシーランドの管理運営業務に要する費用として、予算の範囲内で町が委託料として支払います。

指定管理期間中に、町が支払う委託料の額は、下記に定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託額の提案を求めます。なお町からの委託料の具体額は事業計画書で提出され額に基づき、指定管理者と町との間で締結する協定書で定めます。

【委託料基準価格】

227, 826千円（※消費税及び地方消費税を含む。）

注：金額については、5ヶ年の合計金額です。

(2) 支出

指定管理者が行う施設の維持管理、運営業務に伴う人件費、修繕費、光熱水費、保険料、警備業務や清掃業務を外部委託した場合の委託費及びその他経費が含まれます。

(3) 町への返納金

会計年度（4月1日～翌年3月31日）ごとの収支状況において、法令等にて規定されているものや町から指示の出ている業務について不履行が確認された場合には、その金額を返納していただくものとします。

7. 委託料の精算

指定管理業務を町が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。また、指定管理者の責めに帰すべき理由により不足額が生じた場合は、指定管理者の負担となります。

8. 応募資格

(1) 設置目的に沿った施設や設備の安全かつ円滑な管理運営が可能な法人またはその他の団体であることとします。

(2) 次のいずれかに該当する団体は、応募者となることができません。

① 法施行令第167条の4第2項の規定により、町における一般競争入札の参加を制限されている団体

② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年間を経過していない者及びその統制下にある者が含まれている団体

③ 政治団体、宗教団体

④ 町長、副町長、教育長又は県議会議員、町議会議員が代表者、その他の役員である団体

⑤ 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれている団体

・破産者で復権を得ない者

・禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまで、若しくはその執行を受けることがなくなるまでの者、または禁錮以上の刑に該当する犯罪により公判に付せられ判決確定に至るまでの者

⑥ 労働保険料を滞納している団体であり、過去2年以内に労働基準監督署から是正措置を受けている団体。ただし、必要な措置を実施している場合を除くものとします。

⑦ 国税、地方税、県税、法人税、消費税及び地方消費税、町税（町に対して納税義務がある場合に限る）を滞納している団体。

⑧ 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っている団体。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である団体。

⑨ 法第244条の2第11項の規定により指定管理者としての業務の全部または一部を停止され、その

停止期間満了の日から1年を経過していない団体

⑩ 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が町長に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに指定管理者として不適当と認められる団体。

⑪ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けていない団体又は指定期間が開始するまでの間に登録を受ける予定もない団体（施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合又は当該施設の特性上、利用者が適格請求書（インボイス）を必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合を除く。）。

(3) 複数の団体が共同体を構成して応募する場合は、あらかじめ共同体結成の協定書により定められた代表団体が申請手続きを行っていただきます。（他の団体は構成員となります。）なお、複数の申請団体・共同体において同時に構成員となることはできません。

9. 提出書類

応募にあたっては以下の書類を提出してください。なお、町が必要と認める場合は追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（あさぎり町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成17年あさぎり町規則第13号）別記様式第2条関係）
- (2) ヘルシーランド事業計画書（別紙様式1）及び収支予算書（別紙様式2）
- (3) 申込資格を有していることを証する書類
 - ① 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
 - ② 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
 - ③ 定款、寄付行為その他これらに類するもの（法人以外の団体は会則等）
 - ④ 国税及び地方税の納税証明書（募集要綱の配布開始日以降に公布されたもの）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
 - ⑤ あさぎり町の町税（同町税が課されていない者で町外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税）について未納がないことの証明書
- (4) 当該団体の経営状況を証明する書類
 - ① 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
 - ② 申請の日の属する事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
 - ③ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
 - ④ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- (5) その他町長等が必要と認める書類
- (6) 提出部数 正本1部、副本5部

※書類は全てA4サイズとしますが、折込の場合はA3も可能とします。

※書類一式をフラットファイル等に綴り、個別書類にインデックス等で表示を行い、表紙に団体名を記入し提出してください。

10. 設計図書等の閲覧

ヘルシーランドの設計図書等の閲覧を希望される方は、次により閲覧が可能です。

- (1) 閲覧期間 令和8年10月1日（木）から令和8年10月26日（月）まで ※土・日曜日及び祝日を除きます。
- (2) 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 閲覧場所 あさぎり町役場 生活福祉課
- (4) 閲覧申請 令和8年10月26日（月）

午後5時までに設計図書等閲覧申請書（別紙様式5）を、あさぎり町生活福祉課へ持参またはFAX若しくは電子メールにより提出してください。

11. 質問事項の受付

- (1) 受付期間 令和8年10月1日（木）から令和8年10月22日（木）まで
- (2) 受付方法 指定管理者指定申請に関する質問票（別紙様式4）を、電子メール（開封確認メール）により提出してください。
- (3) 提出場所 あさぎり町役場 生活福祉課（メールアドレスは末尾に記載）
- (4) 質問の回答 令和8年10月29日（木）までに、あさぎり町ホームページ上で回答します。ただし、ノウハウに関わる部分等、公表することにより応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものについては当該質問者のみに回答します。
- (5) その他 電話や来訪による口頭での質問や受付期間を過ぎた質問は受け付けません。

12. 募集説明会及び現地見学会の実施

募集要項受領者全員を対象に募集説明会を行います。応募予定者は参加してください。

- (1) 日 時 令和8年10月30日（金）午前10時から
- (2) 場 所 あさぎり町ヘルシーランド 交流センター多目的ホール
- (3) 内 容 募集要項及び業務仕様書の説明、現地見学
- (4) 参加人数 1団体につき3名以内
- (5) 参加申込 令和8年10月26日（月）午後5時までに募集説明会参加申込書（別紙様式3）を、あさぎり町役場生活福祉課へ持参またはFAX若しくは電子メールにより提出してください。
- (6) その他 現地までの交通手段は、各自確保願います。

13. 申請書提出先及び提出期間

- (1) 受付期間 令和8年11月2日（月）から令和8年11月13日（金）まで ※土・日曜日を除きます。郵便の場合は令和8年11月11日（水）午後5時必着とします。
- (2) 時 間 午前9時から午後5時15分まで
- (3) 提出場所 あさぎり町役場生活福祉課

- (4) 提出方法 持参又は郵便によることとします。郵便の場合、封書の表に赤字で「あさぎり町ヘルシーランド指定管理者申請書在中」と記載してください。なお、郵便の事故等については応募者のリスク負担とします。

14. 選定方法

指定管理候補者の選定は、選定委員会（あさぎり町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年あさぎり町規則第23号）にて行い、次に掲げる事項を総合的に判断して行います。

審査基準及び審査内容	配点
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。 ア 施設の設置目的及び町が示した管理の基準 イ 住民の施設の平等な利用の確保 ※選考委員会で否と判断された場合は失格とし、以下の採点は実施しません。	適・否
1 事業計画の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。 ア 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 イ サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 ウ 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	30
2 事業計画の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。 ア 施設の管理運営にかかる経費の内容 イ 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	20
3 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。 ア 安定的な運営が可能となる人的能力 イ 安定的な運営が可能となる経理的基盤 ウ 類似施設の運営実績	30
4 その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項について考慮されているか。	20
合 計	100

(1) 選定方法

- ① 応募者から提出された応募書類について書類審査を行います。
- ② 選定委員会による公開プレゼンテーションによる事業内容等の聞き取りを行います。なお、応募者及びその関係者は、他の応募者のプレゼンテーションに参加することはできません。
- ③ 公開プレゼンテーション後、選定基準に基づき、事業計画等の内容を審査し、指定管理候補者を選定します。

15. 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

16. 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの。

17. 選定委員会

令和8年11月下旬に開催する予定です。選定委員会では、申請者から提出された申請関係書類を審査し、必要に応じ申請者である法人その他の団体の代表者又は代理の方に提案内容等の説明をお願いします。

18. 選定結果の公表

選定結果は、全応募団体に令和8年12月上旬までに文書にて通知する予定です。

また、あさぎり町ホームページ等で公表します。

19. 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料

- (1) 指定管理者の指定には、あさぎり町議会の議決が必要となります。
- (2) 管理業務に関する細目について、町と指定管理者との協議のうえ、事業を円滑に実施するために指定期間全体に効力を有する基本的事項を定めた基本協定書と、当該事業年度における事項について年度協定書を締結します。
- (3) 指定管理期間中に、賃金水準や物価水準を図る指標に一定以上の変動が見られた場合は、指定管理委託料の見直しを行う場合があります。

20. 応募に際しての留意事項

(1) 接触の禁止

応募者は、選定委員会委員等に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格になることがあります。

(2) 業務遂行の準備

指定管理者に指定された後は、自己の責任及び負担において、指定期間の初日から円滑に指定管理業務を遂行できるように、人的及び物的体制を整えてください。

(3) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、指定管理者指定申請辞退届を提出してください。

(4) 指定管理候補者選定対象からの除外及び指定管理者指定の取り消し

下記のいずれかに該当する場合は、法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずることがあります。

- ① 応募資格を失った場合又は応募資格がないことが判明した場合
- ② 提出した書類に虚偽又は不正の記載があることが判明した場合
- ③ この要項等において示した条件に反した場合又は著しく逸脱した場合
- ④ 指定管理者等が社会的に非難される事件を起こした場合
- ⑤ 指定管理者等が倒産し、若しくは解散した場合

- ⑥ 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められる場合
- ⑦ あさぎり町議会において、指定にかかる議案が否決された場合
- ⑧ 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- ⑨ その他指定管理者に指定することが不可能となった場合又は著しく不適当と認められる事情が生じた場合

21. その他（応募書類の取扱い等）

応募書類の提出期間は、厳守してください。また、提出期間後における応募書類の変更及び追加は認めません。ただし、町から指示した場合はこの限りではありません。

応募書類は返却しません。

事業計画書等応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、選定に必要な場合など、町が必要と認めるときは、町は提出書類の全部又は一部を無償で複製できるものとします。

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

提出された書類の内容を提出期限後に変更することはできません。

提出された書類は、必要に応じ複写します。（使用はあさぎり町役場内及び選定委員会での検討に限ります。）

提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

22. その他（情報提供、緊急時対応及び個人情報の保護等）

(1) 指定管理者指定に関する情報の提供

提出書類については、あさぎり町情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、条例に定める非公開情報を除き公開します。

(2) 緊急時の対応

管理運営業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、指定管理者は速やかに必要な措置を講じるとともに、町を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報するものとします。

また、事故等が発生した場合、指定管理者は町と協力して事故等の原因調査にあたるものとします。

(3) 個人情報の保護

① 指定管理者は、本業務を実施するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他の関係法令等を遵守するものとします。

② 指定管理者は個人情報保護の規定の整備に努めるものとします。

③ 個人情報の保護については、指定期間が満了し若しくは指定を取り消された後において遵守するものとします。

(4) 情報公開

指定管理者は、本業務の実施にあたり、個人情報に関するものを除き、保有する情報の公開を図るものとします。

23. スケジュール

ヘルシーランドの指定管理者の公募及び選定は下記日程を予定しています。

日程	内容
令和 8 年 10 月 1 日(木)～10 月 26 日(月)	募集要項等の配布期間
令和 8 年 10 月 1 日(木)～10 月 26 日(月)	募集説明会の参加申込受付期間
令和 8 年 10 月 1 日(木)～10 月 26 日(月)	設計図書等の閲覧申請受付期間
令和 8 年 10 月 1 日(木)～10 月 26 日(月)	設計図書等の閲覧期間
令和 8 年 10 月 1 日(木)～10 月 22 日(木)	募集要項等に関する質問受付期間
令和 8 年 10 月 29 日(木)	募集要項等に関する質問の回答の公表予定日
令和 8 年 10 月 30 日(金)	募集説明会の開催
令和 8 年 11 月 2 日(月)～11 月 13 日(金)	応募書類の受付期間
令和 8 年 11 月下旬	選定委員会の開催
令和 8 年 12 月上旬	選定結果の通知・公表
令和 8 年 12 月議会	指定管理者の指定（議会議決）
令和 9 年 4 月 1 日	協定書の締結

24. 添付資料

- (1) 指定管理者指定申請書（別記様式）
- (2) あさぎり町ヘルシーランド事業計画書（様式 1）
- (3) あさぎり町ヘルシーランド収支予算書（様式 2）
- (4) 募集説明会参加申込書（様式 3）
- (5) 質問書（様式 4）
- (6) 設計図書等閲覧申請書（様式 5）
- (7) あさぎり町ヘルシーランド基本協定書
- (8) あさぎり町ヘルシーランド指定管理者仕様書
- (9) あさぎり町ヘルシーランド条例（平成 1 5 年あさぎり町条例第 9 3 号）
- (10) 施設に係る図面

25. 問い合わせ先

あさぎり町役場 生活福祉課

〒868-0408 熊本県球磨郡あさぎり町免田東 1199 番地

電話番号：0966-45-7214 FAX：0966-49-9535

E-mail：fukushik-fukushi@town.asagiri.lg.jp

あさぎり町ホームページ URL：https://www.town.asagiri.lg.jp/

※応募書類等は、あさぎり町ホームページからダウンロードできます。

別紙 リスク分担表

種類	内容	甲	乙
法令等の変更	施設の管理運営業務に係る法令等の変更	両者の協議による	両者の協議による
物価変動	人件費、物品等物価変動に伴う経費増		○
	著しい物価変動が発生した場合	両者の協議による	両者の協議による
金利変動	金利の変動による経費の増		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
施設・設備・物品等の損傷	経年劣化によるもので小規模なもの（２０万円未満）		○
	経年劣化によるもので上記以外のもの（２０万円以上）	○	
	指定管理者の管理上における瑕疵及び責めに帰すべき事由による損傷（２０万円未満）		○
	上記以外による損傷	両者の協議による	両者の協議による
	相手方が特定できない第三者による小規模な損傷（２０万円未満）		○
	相手方が特定できない第三者による上記以外の損傷（２０万円以上）	○	
資料等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	相手方が特定できない第三者による小規模な損傷（２０万円未満）		○
	相手方が特定できない第三者による上記以外の損傷（２０万円以上）	○	
債務不履行	町が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
要求水準不適合	協定により定めた管理運営業務実施の要求水準に不適合		○
書類の誤り	仕様書等の町が提示、責任を持つ書類内容の誤りによるもの	○	
	事業計画書等の指定管理者が提示、責任を持つ書類内容の誤りによるもの		○
事故等に伴う損害賠償	指定管理者の管理上における瑕疵及び責めに帰すべき事由による損害、これに伴う自己の休業損害		○
	施設の管理運営上における騒音、振動、悪臭の発生等により、周辺住民等の生活環境を阻害したことによる損害		○
	町の要因により管理運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の損害	○	

種類	内容	甲	乙
	上記以外による損害	両者の協議による	両者の協議による
不可抗力	地震、台風等の自然災害、暴動等による業務の変更、中止、延期又はこれに伴う休業損害	両者の協議による	両者の協議による
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況による経費の増、収入の減		○
運営経費の増	指定管理者の要因による運営経費の増		○
	町の要因による運営経費の増	○	
施設の競合	競合施設による施設利用者の減、収入の減		○
情報の漏えい	指定管理者の責めに帰すべき事由による情報の漏えい及びこれに伴う損害		○
資金調達	施設の管理運営に必要な資金の確保		○
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	両者の協議による	両者の協議による
業務終了時の費用	協定期間の終了又は期間途中における指定の取り消し等による業務終了時の撤収費用		○